

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 大会等の主催者は、4を踏まえ、参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、規模もしくは日程等の在り方、ボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方等に関する見直しについて検討する。
- (2) 県中学校体育連盟及び市町村教委は、学校の部活動が参加する大会等⁽¹²⁾の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- (3) 校長は、県中学校体育連盟など県の部活動に関わる組織及び市町村教委が定める上記(2)の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。